

福井県養護教諭研究会ホームページ管理規則

(目的)

第1条 この規則は、福井県養護教諭研究会ホームページ（以下 HP という）の運営管理に関する基本事項を定め、福井県養護教諭研究会の情報化を推進すると共に、養護教諭の職務に活用できる HP の適正かつ効率的な運用を確保する。

(管理者)

第2条 本 HP の管理者は、福井県養護教諭研究会会長とする。

(運営管理規則)

第3条 福井県養護教諭研究会は、本 HP に掲載された情報について責任を負う。

第4条 福井県養護教諭研究会会長は、情報管理の適正を図るために HP 作成委員会をおく。

(HP 作成委員の職務)

第5条 HP 作成委員会の委員は、HP の管理・メンテナンス・更新作業等を行う。

第6条 HP 作成委員会の委員は、福井県養護教諭研究会および児童生徒のプライバシー、著作権等の保護を行い、情報公開前には会長の許可を得る等、情報の管理を厳重に行う。

(HP 作成委員の選出及び任期)

第7条 HP 作成委員の委員は、福井県養護教諭研究会会長が委嘱する。また、HP 作成委員に HP 担当役員（福井県養護教諭研究会副会長）を置く。

第8条 HP 作成委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(情報の掲載上の注意事項)

第9条 次の各項に掲げる内容と思われる記事や関連記事へのリンクを HP に掲載してはならない。

- (1) プライバシーを侵害する内容
- (2) 著作権を詐称する内容
- (3) 他を詐称・誹謗中傷する内容
- (4) 他に不利益を与える内容
- (5) 公序良俗に反する内容
- (6) 政治、宗教上の宣伝勧誘など、教育にふさわしくない内容
- (7) その他、本ホームページの目的に合致しない内容

(管理規則改定について)

第10条 管理規則改訂時は、役員会で承認された上で改訂する。

附則 ・本規則は、令和2年4月1日より施行する。
・本規則は、令和5年4月1日一部改正。